



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
デ ィ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) : 富 田 英 揮
(コ-ト`番号 : 2 3 7 9 東 証 第 一 部)
問合せ先
取締役執行役員 経営管理本部長 : 渡 辺 永 二
(TEL 0 3 - 5 1 1 4 - 1 1 7 7)

大株主からのレター受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 7 日付で、大株主である富田英揮氏と株式会社 S M B C 信託銀行との間で締結された株式処分信託契約に関して、富田英揮氏より添付のレターを受領いたしましたのでお知らせいたします。

レターにある株式処分により、完全議決権（自己株式等を除く）に対する E K Y T 株式会社と富田英揮氏の議決権比率が 52.8%から 47.4%に低下するため、当社は留保金課税対象から除外されます。その結果、税金負担の軽減（平成 27 年 2 月期における留保金課税額 102 百万円）が見込まれます。また、流通株式比率が 40.9%から 45.8%へ上昇することで市場における当社株式の流動性の向上が図られることを期待しております。

（注： 議決権比率、株式比率等は平成 27 年 2 月 28 日現在の株主名簿をもとに算出）

以上

平成 27 年 8 月 7 日

ディップ株式会社 御中

このたび、富田英揮は、株式会社 S M B C 信託銀行との間で、株式処分信託契約を締結いたしました。

数ある株式売却手法にあつて、株式市場に与える影響が最も少ない手法の一つであると判断し選択したものです。信託契約締結に際しては、一日の取引高も過去の出来高等を勘案した上で、出来るだけ市場に影響を与えないよう、信託銀行とも慎重に相談を行い、その条件を設定しております。

信託期間は、平成 27 年 8 月 10 日～平成 28 年 2 月 10 日としております。

当該契約により売却する株式数は、発行済株式総数の 4.8%を予定しております。計画通りに株式売却が行われた場合、御社は留保金課税対象から外れ税金負担の軽減が見込まれるとともに、御社の流動性の向上が図られる見通しです。引き続き大株主として御社成長の一助となれば幸いです。

なお、所有株式の売却ですので、いわゆる一株当たりの価値の希薄化は発生いたしません。

富田英揮